

加工食品放射性物質測定のお知らせ

原町商工会議所では放射線関連の風評被害問題に対応する為、福島県の「商工業者のための放射性セシウム検査支援事業」として、福島県内の商工会議所が一体となり、加工食品の放射性物質を分析可能な「ゲルマニウム半導体検出器」を導入し、スクリーニング検査を実施しております。

□対象者：南相馬市内の食品加工業者

□対象品目：上記の者が製造し、出荷・販売する加工食品。

（但し、水・茶・牛乳・乳児用食品を除く）

※原材料の測定の場合は、加工食品業者から測定の依頼があれば測定が可能です。

※粉砕などの前処理を適切に施した試料（細断化・均一化）を専用容器（会議所で貸出）に詰めて予約日当日ご持参下さい。

※測定する試料の量は通常 630ml 程度必要ですが、準備が難しい場合は 100ml での測定も可能です。但し、その場合は測定時間が通常 30 分のところ 1 時間程度かかりますので予めご了承ください。

□測定費用：**無料**

□申込方法：◇測定は事前予約制になっております。

※準備等の為、予約申込日当日の測定は原則できません。

◇初回申込時は、申込書に必要事項を記入の上、測定窓口を持参してください。

◇受付終了後に、専用容器を貸出致します。

◇申込書は測定窓口で配布しているほか、原町商工会議所の

HP (URL:<http://www.haracci.com/>) でもダウンロード出来ます。

□測定窓口：原町商工会議所 住所：南相馬市原町区橋本町1丁目35番地

TEL：0244-22-1141 FAX：0244-24-4182

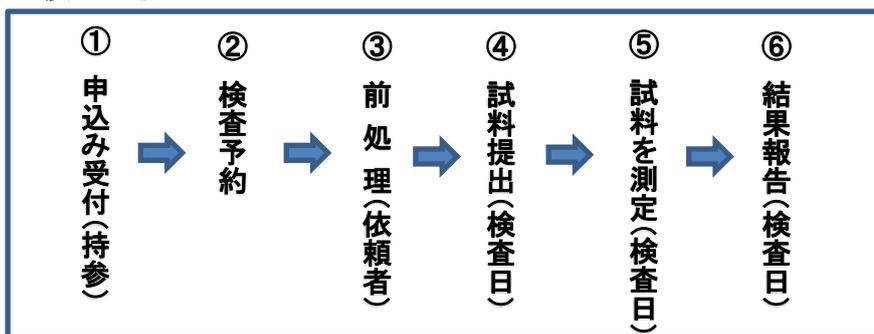
受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）

※留意事項

- ・本検査はスクリーニング検査であり、**公式な検査証明書としての効力はありません。**
ただし、検査により基準値を超えた場合には県に報告いたします。
- ・検査時間は30分程度かかります。その後、申込者本人に「スクリーニング検査結果報告書」をお渡しいたしますのでお待ちください。
- ・測定に使用した試料は返却いたします。

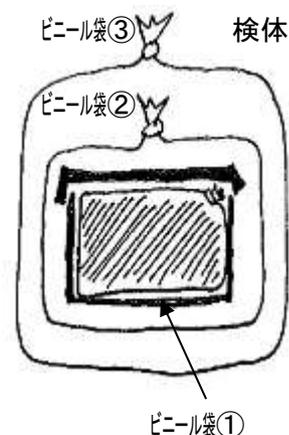
担当 原町商工会議所総務課 佐藤 史卓 TEL:22-1141 FAX:24-4182

◆検査の流れ



■検体の前処理方法

- ・固体やゲル状の検体は5mm 以内に細断します。また、内容物が均質となるように、ミキサー等を使用して、十分に攪拌してください。
 - ・液体の検体は、前処理の必要はありません。内容物が均質でなく沈殿や分離があるもの(甘酒等)は、測定誤差の要因となりますので、ミキサー等を使用して均一にしてください。
 - ・粉末の検体は、内容物が均質であれば前処理は必要ありません。
 - ・お渡しした専用容器の中に透明ビニール袋をセットし、その中に、前処理した検体を容器いっぱい詰めて、検体が入ったビニール袋を閉じた後、ふたを閉めます。その上で、専用容器自体を透明ビニール袋に入れて閉じ、さらにもう一度、透明ビニール袋に入れて閉じたご状態で持参ください(右記図参照)。
 - ・基準値超過時の事後検査対象を絞り込むため、検体の容器封入は事業者側で行って頂きます。また、その作業は検査所窓口では行わないでください。
 - ・加工食品自体ではなく、検体の前処理を行う段階で、放射性物質が混入する可能性があります。検体の前処理や専用容器に詰める際は、十分にご留意ください。
- また、重量が軽いと誤差が大きくなりますので、隙間がないようきっちりと充填してください。



■検査当日

- ・検査時間5分前頃に来所してください。その際に、「専用容器に詰めた検体」と、申込時にお渡しした「予約票」をご持参ください。
- ・指定時間より10分以上遅れた場合は、他検査に支障が出ることから、予約キャンセルとさせていただきます。
- ・検査には約30分を要します。検査終了までお待ちください。

■検査終了

- ・スクリーニング検査結果と検体(専用容器)をお返しします。
- ・検査結果により、3種類の対応に分かれます。出荷の有無、検査結果による対応は次ページのとおりです。

■検査後の流れ(手続き)

	50Bq/kg 以下	50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下	100Bq/kg 超
出荷前	検査終了 【対応A】	ハイテクプラザ再検査 【対応B】	県産業創出課へ報告 【対応C】
出荷後	検査終了 【対応A】	ハイテクプラザ再検査 【対応B】	県産業創出課へ報告 【対応C】

【対応A】

- ・スクリーニング検査結果と持参された検体及び容器を返却します。

【対応B】

- ・スクリーニング検査結果と持参された検体及び容器を返却します。
- ・ご自身で下記いずれかのハイテクプラザに電話予約し、再検査の手続きを進めてください。

福島県ハイテクプラザ(プロジェクト研究科)

TEL 024-959-1911(祝祭日を除く月～金曜日)

〒963-0215 郡山市待池台1丁目12番地

福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター(県産品加工支援センター)

TEL 0242-39-2974(祝祭日を除く月～金曜日)

〒965-0006 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番1

- ・後日、検査担当者より再検査の結果を確認させていただきます。

【対応C】

- ・スクリーニング検査結果と持参された検体及び容器を返却します。
- ・食品中の放射性セシウムスクリーニング法に基づき、県産業創出課へ報告いたします。
- ・県産業創出課は食品生活衛生課へ報告し、管轄保健福祉事務所が製造出荷状況確認を行うほか、必要に応じて検体採取及び検査を実施します。

・出荷後の場合は、商品回収のうえ、回収に必要な事業者名、製品名等の情報が公表されます。また、出荷前
の場合は、販売自粛の指導の他、保健福祉事務所が実施した検査結果については事業者名及び製品名を除
き公表されます。

■留意事項

- ・検査は無料です。検査対象は、一般食品のうち茶を除く加工食品です。飲料水、牛乳および乳児用食品は、より厳しい基準値のため本検査の対象外です。なお、加工食品の製造業者から依頼があった場合は、原材料の測定も対象となります。
- ・1件の予約につき1検体です。複数検査する場合は、その数量分を個別に予約してください。
- ・専用容器は返却不要です。2回目以降も利用していただくので、洗浄して保管してください。
- ・県産業創出課へ報告する値が検出された場合は、福島県担当所管より公表されます。
- ・本検査で発行する「スクリーニング検査結果」は、公式な検査証明書としての効力はありません。

